

令和3年度スポーツ少年団全国一斉活動 実施要項



1. 趣旨

日本スポーツ少年団は、1964年東京オリンピックの開催を2年後に控えた1962年、青少年へのオリンピック・ムーブメントの正しい理解啓発などを目標とした「オリンピック青少年運動」の取組を背景に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的として創設されて以来、地域社会に根差した青少年団体として、スポーツ活動を中心としながら、文化活動、奉仕活動、野外活動等により、青少年の成長を促す幅広い活動を行ってきた。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」という理念の一つに基づき、全国各地で実施する美化活動、環境ボランティア活動、平和活動、国際交流活動などの社会貢献活動を通して、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントへの理解を深める活動を実施する。

なお、本活動では全国のスポーツ少年団の活動を時間(分)×人数(人)で集計し、第1回オリンピック競技大会(アテネ)から第32回オリンピック競技大会(東京)までの期間にあたる約125年分の活動となることを目標とする。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
都道府県体育・スポーツ協会 都道府県スポーツ少年団
市区町村体育・スポーツ協会 市区町村スポーツ少年団
単位スポーツ少年団

3. 活動実施期間

令和3年4月1日(木)～令和4年2月28日(月)〔予定〕

※過去〔平成29(2017)年4月以降〕に実施した活動についても報告可能

4. 活動内容

日本・都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団(以下、各級スポーツ少年団)が、自らの活動の中心となる都道府県、市区町村において、社会貢献活動や地域のスポーツ少年団同士の交流活動等を実施する。

※ 具体的な活動日及び活動内容は、各級スポーツ少年団において決定してください

- (1) 清掃・美化・環境保全活動 (例:地域における清掃活動等)
- (2) 複数の単位団が関わる交流(例:市区町村や都道府県内外の単位団による交流活動等)
- (3) 国際交流 (例:海外からの青少年とのスポーツ交流等)
- (4) スポーツボランティア (例:地域の方を対象にしたスポーツ体験活動等)
- (5) 障がい者スポーツ、障がい者への理解を深める活動 (例:障がい者スポーツ体験等)
- (6) 平和学習 (例:平和について考えるディスカッション等)
- (7) その他、地域社会に貢献する活動

※ 各スポーツ少年団が主催した(主体となった)活動が対象となります。

他の団体が主催する関連活動への参加は対象となりません。

5. 参加対象者

- (1) 令和3年度スポーツ少年団登録団員、指導者、役員・スタッフ
- (2) (1)の登録者が所属する各級スポーツ少年団等の活動に賛同する地域の人々や保護者等

6. 活動報告

- (1) 各級スポーツ少年団にて活動実施後、当協会ホームページ上のオンラインフォームから報告をお願いします。

<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1100.html>

日本スポーツ協会>トップページ>スポーツ少年団>東京2020大会への取組(一斉活動)

- (2) 報告フォーム送信後、「jjsa@japan-sports.or.jp」から自動返信メールが届きます
メール設定(迷惑メールブロック)等により受信できないことがあるため、「@japan-sports.or.jp」からのメールが受信できるよう設定をお願いします。

※ 過去[平成29(2017)年4月以降]に実施した活動についてもご報告いただけます

※ 期間中に実施する活動数に上限はありません。(同一団による複数回の活動報告も可能です)
(例:10月1日、12月1日～2日に活動を実施した場合、それぞれの活動報告をお願いします)

- (3) 令和3年9月5日(日)までに実施し、9月12日(日)までにご報告いただいた場合、「東京2020参画プログラム」として活動認証を受けることができます。

7. 参加証

- (1) 当協会に活動報告を行った団に対して、参加証[2種類:単位団用(PDF)、個人用(Word)]をお送りします

- (2) 参加証(2種類:単位団用、個人用)

① 当協会ホームページ上のオンラインフォームに入力いただいたメールアドレス宛に参加証データをお送りします。

<送付予定時期>

・令和3年9月5日(日)までに実施し、9月12日(日)までにご報告いただいた場合
→10月中旬以降

※令和3年4月1日から令和3年9月5日までの活動の報告のみ、東京オリンピック・パラ
リンピック参画プログラムロゴ入りの参加証

・令和4年2月28日(月)までに実施し、3月6日(日)までにご報告いただいた場合
→3月中旬以降

※こちらでご報告いただいたものは全て日本スポーツ少年団のロゴのみの参加賞

- ② 参加証(単位団用)は参加人数に関わらず、一回の活動報告につき一枚となります
- ③ 参加証(個人用)は氏名欄の編集が可能ですので、当該団において入力の上、各参加者にお渡しください。

8. 東京2020応援プログラムへの認証について

令和3年9月5日(日)までに実施し、9月12日(日)までに当協会にご報告いただいた場合、下記に同意したとみなし、「東京2020参画プログラム」に認証される活動として扱われます。

- (1) 期間中の報告は、公益財団法人日本スポーツ協会が取りまとめを行い、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ「東京2020参画プログラム」としての認証申請を行います。その場合、活動申請及び報告の際にいただいた情報を組織委員会へ提供します。
- (2) 組織委員会への実績報告内容は、画像とともに東京2020参画プログラム特設サイトなどで公開される場合があります
- (3) 「東京2020参画プログラム」として活動認証を受けるには「東京2020大会スポンサー」である企業・団体以外から援助を受けていないことが条件となります。

(<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/marketing/sponsors/>)

※企業・団体からの援助（金銭及び物品の提供等）とは、認証を希望する活動に限定した援助を指し、他の活動や日常のスポーツ少年団活動全般に対する援助は含まれません。
組織委員会の定める「東京 2020 参画プログラム」の趣旨・概要についてもご確認ください。
(<https://tokyo2020.jp/jp/get-involved/certification/about/>)

9. その他

- (1) 活動に関わる費用は各スポーツ少年団にて負担してください。
- (2) 活動時は会場に応急手当用の医療品やAEDの配備、緊急時に対応される医療機関を確認する等の安全対策を行ってください。
- (3) 活動報告にあたって当協会が収集した情報、写真等は、当協会のホームページや各種報告書、SNS 等において利用することがあります。なお、当協会が収集した個人情報は、参加者の同意なしに、第三者への開示・提供は行いません（法令などにより開示を求められた場合を除く）。
- (4) 各スポーツ少年団においては、本活動を契機として、継続した社会貢献活動を実施することが望ましいです。
- (5) 都道府県、市区町村スポーツ少年団は可能な限り、地元メディア等への広報活動を実施することが望ましいです。

<問合せ先>

公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部少年団課
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
TEL:03-6910-5814 [受付時間 9:30~17:30 (12:00~13:00、土日祝日を除く)]
メール: jjsa@japan-sports.or.jp